

7月18日にオープンします 飛騨高山まちの体験交流館

市では、伝統的工芸品などの実演・体験、販売および着付けや伝統文化などが体験できる施設「飛騨高山まちの体験交流館」を整備し、7月18日(水)の開館を予定しています。

開館に先立ち、交流館内にある茶室・和室、伝統文化体験室、研修室および交流広場の使用申請を6月1日より受け付けます。使用料など詳細はお問い合わせください。

なお、7月18日には、開館を記念してオープニングイベントを実施する予定です。内容は今後発行する広報たかやまやホームページなどでお知らせします。



申込 飛騨高山まちの博物館
問合せ ☎32-1205

新しい国際交流員に 李易宣さんが着任



市では、平成13年より中国から国際交流員を招致していますが、15代目の交流員として李易宣さんが4月13日、着任しました。雲南省の大理市出身の李さんは、名古屋の大学にも留学していたことがあり、この3月まで中国の雲南師範大学で日本語教師をしていました。國島市長から辞令を受け「高山市の方々には中国について知っていたが、逆に帰国したら中国で高山市のことを広めたい」と抱負を述べました。李さんには1年間海外戦略課で勤務していただくとともに、市民外国語講座で中国語を担当していただきます。

問合せ

海外戦略課
☎35-33346

許さない! 不法投棄!! 6月は不法投棄 防止強化月間です!

監視活動の強化などにより不法投棄等を発生させない環境づくりを進めます。不法投棄を発見された場合は情報をお寄せください。

また、違法な不用品回収業者にもご注意ください。環境汚染や不法投棄につながる恐れがあります。

◆不法投棄をした場合、「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」もしくはこの両方の罰則が科せられることがあります。

未遂も同じ罰則です。くれぐれも不法投棄をしないようにしましょう。



問合せ 資源リサイクルセンター
☎35-1244
生活環境課 ☎35-3138

6月は特定外来生物防除月間です

「特定外来生物」とは、外来生物法により指定された生物で、生態系に悪影響を及ぼす恐れがあることから、飼育・栽培・運搬・輸入・野外への放出・譲渡などが規制されています。

特定外来生物の被害を予防するためには、地域へ「入れない」ことや「捨てない」ことが大切ですが、すでに野外で繁殖してしまっている場合は、「拡げない(増やさない)」ことが重要です。



オオハンゴンソウ



オオキンケイギク

市では、市内で繁殖している特定外来生物の「オオハンゴンソウ」や「オオキンケイギク」について、防除を推進しています。

特定外来生物の見分け方、駆除方法などを専門の講師が分かりやすく教える講習会を開催するほか、出前講座も随時受け付けています。地域や会社などの団体で作業を計画している場合はご活用ください。

申込・問合せ 環境政策推進課 ☎35-3533